

# 公民館使用料免除制度のお知らせ

## 趣旨

新潟市公民館は、地域団体や市民活動団体によるまちづくりや地域の人づくり活動、地域の子どもの健全育成活動、社会福祉活動を支援するため、「公共性又は公益性が高い地域活動を行う団体※」【新潟市公民館使用料徴収規則第3条第3項】については、下記のとおり公民館使用料を免除することができます。

※公共性又は公益性が高い地域活動とは、広く一般に開放され、学んだ知識や技能、あるいはその精神を生かして、地域全体の活動や地域振興につながるもの、市が政策的に行うものにつながるものなど、公民館での活動を積極的に地域社会に還元できる活動とします。（特定会員や利用するグループの利益につながる活動ではなく、地域住民のための活動であること。）

## 申請の流れ

	団体	地域自治振興を目的とする団体	教育振興を目的とする団体	社会福祉振興を目的とする団体
1	申請できる団体・グループ確認	①自治協議会 ②コミュニティ協議会 ③自治会・連合自治会 ④老人クラブ ⑤消防団 ⑥防犯協会 ⑦交通安全協会 ⑧伝統芸能継承団体	①PTA ②幼稚園・保育園の保護者会 ③学校教育関係団体(校長会など) ④青少年育成協議会 ⑤子ども会 ⑥スポーツ少年団 ⑦ジュニア(中学生以下)の体育・文化活動育成団体 ⑧婦人会 ⑨地区スポーツ振興会 ⑩地区体育協会 ⑪文化協会 ⑫公民館利用団体連絡協議会	①社会福祉協議会 ②民生・児童委員協議会 ③保護司会 ④人権擁護委員協議会 ⑤子育て支援団体 ⑥障がい者支援団体 ⑦障がい者団体 ⑧高齢者支援団体 ⑨ボーイスカウト・ガールスカウト ⑩ボランティア団体
		※ただし、利用内容によっては、免除の対象とならない場合があります。		
	申請書類	(1)「新潟市公民館使用料免除申請書」(各地区公民館窓口又は公民館ホームページより入手できます。) (2)当該年度活動計画書(各地区公民館窓口又は公民館ホームページより入手できます。) (3)前年度活動実績報告書(各地区公民館窓口又は公民館ホームページより入手できます。) ※上記の他、不定期利用団体の審査に必要場合は、規約・名簿・予算書等の提出をお願いすることがあります。		
	申請手続	定期利用団体 不定期利用団体	2)平成25年10月30日(水)～11月14日(木)  利用日の2週間前まで ※施設予約システムにより申請する場合も、上記提出書類の1～3を提出してください。	
		提出場所	利用する館の各地区公民館へ提出してください。	
3	決定	1月上旬までには、各地区公民館から登録団体代表者へ、「新潟市公民館使用料免除決定通知書」を送付します。		
4	完了	その後は、当該年度中であれば、次回利用時に(1)～(3)の書類の提出は必要ありません。(※有効期限は年度末までとし、年度毎に申請を行っていただきます。)		

★新潟市公民館の使用料免除に関する申請・お問い合わせは、各地区公民館へご連絡ください。★